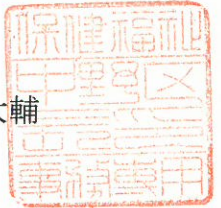


(様式5)

30中健福第549号
平成30年5月18日

社会福祉法人中野区社会福祉協議会
会長 吉成武男 殿

中野区長 田中 大輔



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号イ(2)に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成30年(2018年)5月18日から平成35年(2023年)5月17日まで